



マネジメント・アイ

永田伸之

デロイトトーマツPFA S株式会社
パートナー

IFRSで必要となる PPAへの対応

前回は、日本基準とIFRSにおけるのれんの減損リスクの違いについて述べた。今回はM&Aにおいてのれんや無形資産が資産計上されるプロセスであるパーチェス・プライス・アロケーション（以下PPA）について、近年の無形資産に関するM&Aの潮流とあわせて検討する。

PPAの概要

1. PPAとは？

PPAとは、M&Aによって受け入れた資産および負債に対して取得原価を配分する作業であり、その過程で無形資産およびのれんが識別される。

日本基準では、以前はM&Aについては無形資

産の識別は任意であり、無形資産に相当する金額を含めて全てのれんとして一括計上されているのが一般的であった。この慣行のため、PPAはあまり注目されてこなかった。

しかし、IFRSとのコンバージェンスの観点から、二〇一〇年四月一日以後に実施されるM&Aの際に、PPAにより一定要件を満たす無形資産の識別が義務となった。また、近年は技術やブランド等の知的財産の価値が大きいM&Aが活発になつていくことから、PPAの重要性は日に日に増している。

2. PPAの事例

ここで具体的に二〇〇九年に行われた大手製薬会社のメルク社によるシェリング・プラウ社のM&Aを例にとりPPAを説明する。

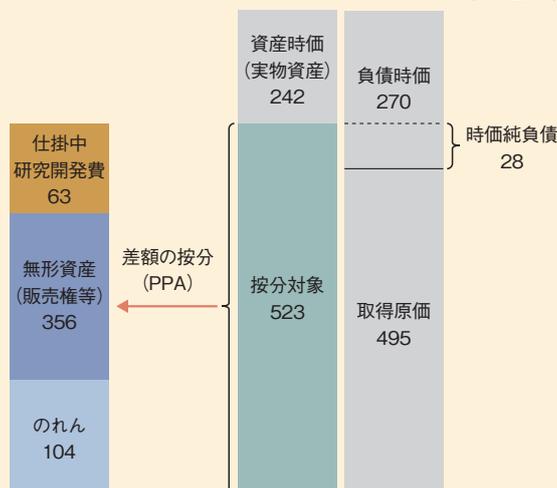
メルク社はシェリング・プラウ社が持つ製品の開発権・製造権・販売権といった無形資産、および研究開発中の製品を高く評価し、多額の対価を支払ってM&Aを実施した。

当該M&Aでは、メルク社がシェリング・プラウ社から引き継いだ有形資産は二四二億ドルで、負債は二七〇億ドルであった。つまり、ネットで純負債が二八億ドルの会社に対して、取得対価を四九五億ドルと評価したものであり、無形資産にいかにより大きな価値を見出しているかが伺える。

別の言い方をすると、メルク社は無形資産の取得に対して取得原価四九五億ドルと時価純負債二八億ドルの合計五二三億ドルを費やしてもよい

と判断したということになる。PPAにより具体的にどのような無形資産をいくらかと評価して、M&Aの投資の意思決定をしたか財務諸表に反映させ、投資家に説明することが必要となる。

●メルク社が受け入れたシェリング・プラウ社の資産内訳 (単位:億ドル)



3. PPAで識別される主要な無形資産の具体例

PPAで識別される無形資産の代表例としては、商標や商品名等の販売関係、顧客関係、ライセンス契約等の契約関係、特許技術等の技術関係が挙げられる。

また、日本基準において仕掛中の研究開発についても、二〇一〇年四月一日以降に実施されるM&Aにおいては、無形資産として新たに資産計上することが原則となり実務上の取り扱いが課題になつている。

M&A時の留意点

このように、会計上も重要性が増している無形資産であるが、この章では、特に知的財産についてM&Aの実施段階において注意すべき事項について検討する。

1. 知的財産の調査

M&Aを行う際には、通常ビジネス、財務、法務などの観点からデューデリジェンス（DD）が行われる。その目的は、買収意思決定、買収価格、買収契約内容、買収後の統合プロセス等のために有用な情報の収集にある。

したがって、M&Aの目的を考えたときに特許や技術等の知的財産が重要である場合、知的財産のDDが必要であり、具体的には、以下のよう
な調査・発見事項が考えられる。

- ・ チェンジ・オブ・コントロールを含む特許の契約関係の整理
- ・ 対象会社の特許出願に関する方針、保有する特許の分析
- ・ 特許の収益への貢献分析
- ・ 売手に重要な特許が残ることによる、追加ライセンス料の有無
- ・ 特定の技術者との関連等、知的財産を実際に活用するための環境

2. 買収価格の調整およびPPAの実施

知的財産DDで検出された発見事項のうち、

キャッシュ・フローに影響のある項目については、買収価格を調整する必要がある。

例えば、買収後に追加で発生するライセンス料や、特許に関する潜在的な訴訟債務の引継ぎなどが予測される場合、当該影響を予測して、価値への影響を検討する必要がある。

また、知的財産DDの過程では、会計上、無形資産として識別すべき知的財産や、その収益性に関する情報も得られるため、PPAの精度を高めることが可能となる。

3. PPAがストラクチャーに与える影響

M&Aのストラクチャーを考える際に、税金の違いは最も重要な検討事項のひとつとなる。この点、無形資産は売手の税務簿価が小さいケースが多く、売却により売手に大きな売却益が発生し、一方で買手は税務上償却して税務効率を上げられるケースがある。したがって、PPAによる無形資産評価額に重要性がある場合、ストラクチャー検討上の論点となる。

特に、特許や技術等の価値が重要となる会社には研究開発型の企業が多く、研究開発費用が先行して発生した結果、多額の繰越欠損金を抱えているケースがよく見受けられる。

したがって、このようなケースでは、株式買収でなく無形資産を含めた事業を買収することにより、売手の繰越欠損金を有効活用すると共に、買手は償却により税務効率を上げられる可能性がある。

さらに、PPA実務の発展により個別の無形資産評価が可能になってくれば、株式買収のほかに個々の無形資産を直接買収することも可能となり、ストラクチャーの幅が広がってくることも予想される。

4. PPAが会計に与える影響

現在の日本基準では、のれん、無形資産はともに会計上償却される。そのため、PPAによってのれんと無形資産を区分しても、償却年数の違いによる部分を除いては、毎期の収益に大きなインパクトは発生しない。

しかし、IFRSではのれんは償却されず、日本基準も今後の改訂でのれんが非償却となる可能性がある。その場合、PPAで識別した無形資産は毎期償却され、のれんについては償却されず減損テストのみとなる。したがって、PPAの結果が毎期の利益に直接影響を与えることになるため、PPAの重要性はますます高まっていくものと考えられる。

まとめ

今回は、PPAの考え方について事例を用いて解説を行った。PPAは単なる会計上の取扱いはなく、M&Aのストラクチャーや会計上の損益に大きな影響を与えるため、M&A実施時には、知的財産DDや知的財産の価値分析を行い、PPAを十分に検討する必要がある。